

令和6年2月20日（火曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和6年2月20日（火曜日）

出席議員（12名）

1番	赤坂芳則君	2番	平吹俊雄君
3番	吉田二郎君	4番	山岸三男君
6番	伊藤牧世君	7番	藤田洋一君
8番	櫻井功紀君	9番	鈴木恵悦君
10番	前原吉宏君	11番	佐野善弘君
12番	村松秀雄君	13番	鈴木宏通君

欠席議員（1名）

5番 柳田政喜君

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐野仁君
総務課課長補佐	門間裕匡君
徴収対策課長	遠藤孝光君
徴収対策課課長補佐	三浦徳夫君
健康福祉課長	渡辺克也君
健康福祉課課長補佐	相澤環君
長寿支援課長	相原浩子君
長寿支援課課長補佐	橋崎智広君
長寿支援課主幹兼係長	高橋一夫君
子ども家庭課長	齊藤眞君
子ども家庭課主幹	角田克江君

水道事業所長 花山智明 君

水道事業所係長 木村 敏 君

教育委員会部局

教育委員会教育長 大友義孝 君

教育事務局長兼学校教育環境整備室長 佐藤 功太郎 君

学校教育環境整備室主事 伊藤 大樹 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐藤 俊幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂 君

議事日程

令和6年2月20日（火曜日） 午前9時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 権利の放棄について（美里町水道料金）
- 2) 美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について
- 3) 美里町新中学校整備について
- 4) 児童館の統合について
- 5) 組織改編について
- 6) 障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて

第4 その他

第5 閉 会

午前9時30分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きます。

本日は、町長からの説明及び意見を求める事項は6件でございます。

本日の全員協議会、柳田政喜議員、欠席の届出がありますので、1名欠席ということで会議は成立しております。

なお、傍聴、録音の申出がありましたので、これを許可しております。

まず初めに、町長から御挨拶をいただきたいと思えます。

○町長（相澤清一君） どうも皆さん、おはようございます。

議会前の大変お忙しい中、議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

今日は少々ボリュームがございますので、少し時間かかるかと思えますけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は権利の放棄について、2点目は美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について、3点目は美里町新中学校整備について、4点目は児童館の統合について、5点目は組織改編について、6点目は障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについてでございます。

初めに、1点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

美里町水道料金の未収金のうち1件について、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしました。本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、2点目の美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について御説明申し上げます。

市町村は、介護保険法について3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めること、また、老人福祉法において市町村老人福祉計画を定めることとされております。さらに、市町村介護保険事業計画と市町村老人福祉計画は一体のものとして作成しなければならないことになっております。このことから、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定いたしましたので、本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど長寿支援課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の美里町新中学校整備について御説明申し上げます。

美里町新中学校整備事業と美里町新中学校開校準備委員会の進捗状況、新中学校開校に向けた準備、新中学校の学校教育の充実と住民の生涯学習の充実について、その内容を説明するものでございます。詳細につきましては、後ほど教育委員会教育総務課学校教育環境整備室長から御説明申し上げます。

次に、4点目の児童館の統合について御説明申し上げます。

南郷児童館において、利用者数の減少と施設の老朽化が進んでいることから、その機能を小牛田児童館に集約し、新たに美里児童館と名称を改めるものでございます。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

次に、5点目の組織改編について御説明申し上げます。

山積した行政課題に対峙するべく、限られた行政資源を最大限活用し、町民の福祉の増進に努めるため、令和6年度事業の実施に向け、現在の行政組織を見直し改編するものであります。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど総務課長から御説明申し上げます。

次に、6点目の障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて御説明申し上げます。

令和5年10月4日付のこども家庭庁及び厚生労働省通知により、障害者相談支援事業等が消費税の課税対象であったことが示されました。このことを受け、業務を委託している受託者において、修正申告、追納等の対応が必要であることから、委託料に係る消費税及び延滞税相当額を受託者に支払う必要が生じたものでございます。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、早速説明及び意見を求める事項、1）権利の放棄についてに入ります。

それでは総務課長、追加資料のほう配付をお願いいたします。後で回収ね。

それでは、紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 本日の全員協議会、よろしくお願いをいたします。

それでは1点目、権利の放棄について（美里町水道料金）についての説明員の紹介をさせていただきます。

水道事業所所長、花山智明でございます。

○水道事業所長（花山智明君） 花山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく係長の木村 敏でございます。

○水道事業所係長（木村 敏君） 木村です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課課長、遠藤孝光でございます。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく課長補佐の三浦徳夫でございます。

○徴収対策課課長補佐（三浦徳夫君） 三浦です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、早速説明のほどお願いいたします。

○水道事業所長（花山智明君） それでは、債権放棄について御説明申し上げます。（「着座に
てお願いします」の声あり） それでは、座って説明させていただきます。

説明資料を御覧ください。なお、先ほど申しましたが、今お渡ししました債権放棄明細書に
つきましては、個人情報等が含まれておりますので、この説明が終了いたしましたら回収いた
しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今回、債権放棄する水道料金につきましては、債務者は1名、債権額は令和4年10月分の1
件、1,840円になります。

債務者は令和4年9月26日に死亡しており、相続人を調査したところ、債務者の弟1名、債
務者の子供3名、計4名の相続人を特定いたしました。債務者の3人の子供につきましては、
令和4年10月から11月にかけて3人とも相続を放棄しております。債務者の弟につきましても、
令和5年6月に相続放棄していることを確認いたしました。これにより、債権の回収が見込め
なくなったため、美里町債権管理条例第21条第1項及び地方自治法第180条第1項の規定に基
づき、専決処分により債権の権利を放棄したものであります。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから質問等ありましたら
ば。ありませんか。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） ちょっと分からないのでお聞きしたいんですけども、資料の債権放棄
理由に債権者の死亡とあるんですけども、債務者じゃなく債権者が死亡ということですか。

○議長（鈴木宏通君） 水道事業所長。

○水道事業所長（花山智明君） お答えします。

大変申し訳ございません。債務者でございます。これについては訂正させていただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。ありませんか。（「ありません」の声あり）

では、以上ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、1）の権利の放棄については以上といたします。

では、ありがとうございました。御苦労さまでした。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、2）の美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についてに入ります。

総務課長、紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 2点目です。美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画についての説明者を紹介させていただきます。

長寿支援課課長の相原浩子でございます。

○長寿支援課長（相原浩子君） 相原です。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 課長補佐の橋崎智広でございます。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） 橋崎です。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 主幹兼係長の高橋一夫でございます。

○長寿支援課主幹兼係長（高橋一夫君） 高橋です。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしくをお願いいたします。

それでは、説明のほうをお願いいたします。長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） お疲れさまでございます。

それでは、美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画につきまして御説明申し上げます。（「着座にて説明してください」の声あり）

老人福祉法及び介護保険法の規定により、令和6年度から令和8年度までの3か年を1期とする美里町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定いたしました。この内容の詳細につきまして、担当の課長補佐の橋崎から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 橋崎課長補佐。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） では、私のほうから御説明のほうをさせていただきます。

本日、資料といたしまして、こちらの2枚つづりの概要版と、あとは計画書になりますが、概要版を中心に御説明させていただきます。着座にて御説明させていただきます。

まず、大きな1番、計画策定の趣旨になります。

よりよい高齢者福祉事業及び介護保険事業を実施していくため、社会情勢や家庭環境の変化に合わせた計画を策定し、高齢者福祉施策を進めていく必要がございます。高齢者のみの世帯及び高齢者一人世帯の増加等の状況を踏まえ、本町は、美里町で生活する高齢者が、いつまでも自分がしたい「望む生活」を送ることができるように、一人一人が持っている力を発揮しながら、地域とつながり、支え合い見守り合い、さらに町、事業者、団体等と住民が目標を共有し、協働できる地域づくりができる町を目指し、その目指す町の姿に近づくために基本理念を設定し、美里町高齢者福祉事業計画・第9期介護保険事業計画を策定いたしました。

法的根拠をといたしまして、冒頭で町長の挨拶にもございましたが、老人福祉法第20条の8第1項、あとは介護保険福祉法第117条第1項ということで、こちら老人福祉計画と、あとは市町村介護保険事業計画、一体のものとして策定ということになりますので、法的根拠といたしまして2つの法の根拠がございます。

大きな3番目、計画期間になります。

令和6年度から令和8年度までの3年間でございます。

大きな4番目、基本理念と目標でございます。

住民一人一人が人と地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを持って、共に支え合う体制を構築するため、基本理念を設定し、目指す町の姿を次のように描き、基本理念を達成するために3つの目標を掲げました。

基本理念ですが、「高齢者がいつまでも地域の中で「望む生活」を送ることができる町」、こちらを基本理念といたします。

目指す町の姿といたしまして、美里町で生活する高齢者が、いつまでも自分がしたい「望む生活」を送ることができ、楽しく生活ができるように、一人一人が持っている力を発揮しながら、地域のつながりがあり、支え合い見守り合うことができる町を目指していきます。

町、事業者、団体等と住民が目標を共有し、協働できる地域づくりを目指していきます。

資料のほうをめくっていただきまして、先ほど御説明いたしました目標が3つあります。

目標の1といたしまして、一人一人が元気になる活動の推進。目標2といたしまして、みんなで支え合いができる地域づくり。目標3といたしまして、自分らしく生活するための権利を

守ることの推進。これらの目標にそれぞれ基本方針がございます。

大きな5番目にいきます。5、基本理念達成のための施策の展開。

基本理念の「高齢者がいつまでも地域の中で「望む生活」を送ることができる町」を実現するため、3つの目標における基本方針に基づき、施策の方向性を示し、各事業を展開していきます。

基本理念、先ほど御説明いたしました「高齢者がいつまでも地域の中で「望む生活」を送ることができる町」これが一番上です、トップにありまして、それにそれぞれ目標1、目標2、目標3とぶら下がっております。

ちょっと計画書のほうを見ていただきたいと思います。

計画書の目次を御覧いただければと思います。

計画書の目次ですが、今回この計画をつくるに当たりまして、事業展開とどの事業をすればこのような目標を達成することができるというのを考えながらこの計画をつくりましたので、章立てもそのような形になっております。

目次で見ますと、第4章、一人一人が元気になる活動の推進に向けてというのが、まず目標の1になります。

その第4章の中で、第1節、第2節とございますが、そちらが目標にぶら下がっております施策の方向性になります。

その施策の方向性、こちらのために重点施策といたしまして、それぞれ事業のほうをおいております。その事業を行うことによってその施策の方向性を目指し、目標を達成し、基本理念に達するというような流れになっております。

ですので、目次で見ますと、第5章、第6章におきましても、それぞれ目標2が第5章、第6章が目標3ということで、その下に施策の方向性が第1節、第2節、第3節とあるというような計画になってございます。

概要版のほうに戻っていただきまして、3ページ御覧いただきたいと思います。

3ページの大きな6番になります。

介護保険サービス事業量及び介護保険事業費の見込みについてでございます。

これまでの実績値の伸び率等から介護保険サービス事業量を見込み、介護保険事業費を試算してございます。

7番目になります。

介護保険料についてでございます。

中長期的な観点で考えますと、団塊の世代がより高い年齢層に移行すること等により、介護保険サービス事業量は今後増加することが考えられます。一方、高齢者人口は減少することが見込まれております。これは、介護保険料を負担する被保険者数が減少するため、介護保険料の収納額が減少するということであり、将来的には1人当たりの介護保険料は上げていかざるを得ない状況になると考えております。

資料の4ページになります。

介護保険特別会計の現段階における財政運営状況及び令和6年度当初予算編成状況を考えますと、まだ介護給付費準備基金を大きく取り崩さなければならないという状況ではございませんが、第10期以降を見据え、介護保険料の収納額減少への対応について備えていく必要があると考えております。

そのような状況を踏まえまして、保険料の第1号被保険者の保険料基準額は、準備基金を4,460万円取り崩し、現行の介護保険料の基準額である月額5,800円といたしました。

なお、介護保険法施行令の改正に伴いまして、本計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料は、本計画期間は第9段階から第13段階になります。

大きな8番目になります。

策定の経過でございます。

(1) 美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の開催、令和5年1月19日から令和6年2月1日まで計5回開催しております。こちらの計画のほうを策定する中で、こちらの策定委員会のほうでアンケートの中身、あとはこれまでお話しさせていただいた基本理念、あとは目標等いろいろ話し合ってきました。この場で策定委員会のほうでいろいろ揉んできたということになります。

2番、アンケート調査の実施ということで、令和5年2月に美里町在宅介護実態調査及び高齢者福祉に関するアンケート調査を実施いたしました。

3番目、パブリックコメントの実施でございます。

公表日、令和5年12月5日。意見募集期間、令和5年12月12日から令和6年1月16日まで。意見提出者数、ゼロ件、意見提出件数、ゼロ件でございました。

答申。美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会から町に対しまして、令和6年2月1日付で本計画案を答申いたしました。

庁議。令和6年2月8日に開催された庁議に本計画を付議しました。

今後の対応でございますが、令和5年度美里町議会3月会議に美里町介護保険条例の一部を

改正する条例の上程、令和6年3月末、宮城県へ提出ということになります。

すみません、資料のちょっと訂正のほうをさせていただきたいと思います。4ページの上から見て、「そのような状況を踏まえ」というところから、「準備基金を4,460万円」と記載しておりますが、すみません、「4,640万円」の間違いでございました。訂正のほうをお願いしたいと思います。

大変申し訳ございません。（「すみません、もう一回言ってもらって」の声あり）

4,640万円です。（「よろしいですか、4,640万円、よろしいですか」の声あり）

では、説明のほうはこれで以上になります。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。ありがとうございました。

皆さんからの意見、質問等いただきたいと思います。伊藤牧世議員。

○6番（伊藤牧世君） 伊藤です。何点かありますので、簡単でいいですので説明をお願いしたいと思います。（「伊藤議員、1つずついきましょう」の声あり）

最初に、いただきました第9期介護保険事業計画の中から、23ページ、第4節アンケート調査の結果というところがあるんですけども、こちらのほうのアンケートというのは、第8期と合わせた場合にアンケートの内容等、またはそういったものは変わってきているのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 橋崎課長補佐。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） 議員さんの御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問に対してでございますが、基本的には国が示す質問事項というのがありますので、基本は変わらない部分が大半になっておりますが、町独自で設定できる部分もございますので、若干、町独自の質問というものを第8期と変えて質問しているところもございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

次に、26ページの（4）地域活動への参加状況なんですけれども、そちらのほうは前期と比べた場合、非常に参加度とか参加度の高位の辺りの数値が変わってきているんですが、この辺りをどう踏まえて、どこに反映されているのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 橋崎課長補佐。

○長寿支援課課長補佐（橋崎智広君） すみません、お時間取らせて申し訳ございません。

前回の比較で見ますと、確かに前回37.6%という参加度のほうが高位でということでございますが、今回は16.9%に下がってございます。

それぞれ参加度、低頻度参加、あとは不参加というような内容も、やはり率的に変わってきておりますが、このような部分を踏まえまして、先ほど御説明いただきました目標1、目標2、それぞれ施策の方向性と、あとは重点施策というものを示しておりますので、そちらの重点施策のほうで、この部分いかに参加していただくかというような内容で事業のほうを組んでございます。

以上になります。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 中に含まれていることで了解いたしました。

37ページ、次なんですけれども、こちらのほう介護継続の見込み、現在抱えている傷病というところの表の中ですね。認知症に関してなんですけれども、こちらのほうも前期比較として継続可能、継続困難というところの数字が反転している形になっています。このあたりはどのように読んでいるのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） 37ページの認知症のところについては、継続可能のほうが増えているという状況です。これまで認知症施策については、いろいろ展開を凶ってきたところと、あと医療機関のほうでも診療の機会、あと先生方の相談という場面も増えてきたところでこのように考えてはおりますが、この数字だけにとらわれずに、私たちとしましては認知症について心配事の相談が増えているという状況を踏まえまして、目標3の中で施策の方向性としまして、認知症相談体制の充実というのをさらに凶っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

次ページ、38ページに関しても、介護継続の見込みと主な介護者が不安を感じる介護の中にも認知症への対応というところが、飛び抜けているのかなと思います。こちらのほうも前回よりもかなり倍増している感じはしますが、そちらのほうも同じような目標3の中で取り組むという形でしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） そちらについても、目標3の中で認知症の相談体制の充実というところで事業のほうを展開したいと思っておりますし、ここにかかわらず基本理念に向かって必要な事業があれば、追加しながらも事業のほうを展開していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

49ページ、第2節、支え合いのしくみづくりの中の重点施策①の通いの場を活用した買物の支援の仕組みづくりというところなんですけれども、こちらのほうどういった形になるのか。文書にはあるんですけれども、実際的にはどういった形で行われていくのか、もし説明ができましたらお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） 現在、いきいき百歳体操や、あとお茶飲み会を再開したいという行政区がたくさん増えております。1人で買物行くのはなかなか大変だという方もいるということは把握しておりますので、私たちとしては、その一人一人の対策ということももちろん考えていきたいとは思ってはいるんですが、せっかく集まっていますこの通いの場を活用しまして、そこに逆に移動販売車で物を売りに来てもらって、そこで買物をするとか、逆にそこに販売車が来ることで、今まで通いの場に来たことがない人が車が来る日だけは行こうとなったりですとか、それぞれの相乗効果を図れるかなと考えております。

あとまた、できればそこでの買物だけではなく、そこに集まった人たち同士で買物をしに行くような、何か手立てとか、すみません、そこはまだ具体的ではないんですけれども、何か考えていけるのではないかとこのところで検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。具体的に進めていってほしいと思います。

その次なんですけれども、概要版のところでは3ページから4ページにかけてのところ、最後のほう、将来的には1人当たりの介護保険料は上げざるを得ない状況にあるというところからの、第10期以降を見据え介護保険料の収納額減少への対応についての備えということがあります。

具体的には、それを見据えた今期、備えというのはどういったことなのかお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○長寿支援課主幹兼係長（高橋一夫君） まず、介護保険料を設定する上で月額5,800円としたというふうにしておりました。この5,800円というのは、現行の8期の5,800円というのと同額となっております。

補佐のほうから御説明申し上げたとおり、中長期的に考えれば、これから介護保険料というのは引上げという方向性に進むだろうというような認識でおります。

一方で、令和6年度当初予算編成状況であったり、これまでの決算出ている状況だったりというところを鑑みますと、基金に積み立てて決算を迎えられているという状況がありながら、これからの将来負担というところを考えまして、現行の水準を維持して、来るべき将来に対応するというような意図での御説明でございました。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 最後になります。

これと、前期8期の場合には、成年後見人制度利用促進プランというのが同時に行われているようなんですけれども、今期に関してはどのようにになっているのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（相原浩子君） 現在、そちらのほうにつきましては、健康福祉課で策定しました地域福祉計画の中に計画のほうを組み込んでいる状態ですので、介護保険計画の中からは外してということで、今回策定をさせていただきました。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。ありませんか。副議長。

○副議長（村松秀雄君） 78ページ、79ページ、第10節のほうですけれども、保険料基準額の推計ということで、一つKの欄、そうですね、所得段階別加入割合補正後被保険者数2万5,904人、これはどのようにしてまず出たのかなというふうに疑問を持っております。まず、これからお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○長寿支援課主幹兼係長（高橋一夫君） 78ページの表のKのところ、所得段階別加入割合補正後被保険者数というところの人数の御説明でございしますが、保険料の段階、橋崎のほうから説明あったとおり、第13段階までに分けて保険料を賦課していくというような考え方でございます。

所得段階が高い方が多ければ、当然保険料も多く入ってくる、少なければ少なく入ってくるというところがございます、それを平均というんですか、その人数で平らにしたときを想定してというところの被保険者数というところで、実際は国のほうで開発しているシステムを全国一律で使って算定しているんですけれども、そういった形で人数を割り出して、理論上の被保険者数を割り出しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） ちょうど令和6年1月1日の本町の町民の数よりも多いということなので、こんなに被保険者数があるのかなと思うのね。

というので、算定がちょっとあやふやで、国のシステム使おうがどうしようが、この辺の調整はしなきゃないだろうなという考えを持っています。これについては、そういうのをやったから出てきたんですというのは、それ以上いいです。

あと、次の所得別段階保険料のほう、今回13段階ということで、8期まで9段階ね、1.70と基準額の第5段階から見て。10段階、11段階、12段階、13段階と4段階、100万円ずつのランクにしているわけだね。この辺の理由ですよ。なぜ13段階。じゃあ13段階だったら15段階でもいいんじゃないか、20段階でもいいんじゃないかという話にもなってきたので、その辺、なぜこういうふうに基準額の2.4まで伸ばしたのかという理由をお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○長寿支援課主幹兼係長（高橋一夫君） この第13段階という考え方につきましては、介護保険法施行令の中に、基準とするものが示されておりまして、介護保険法施行令の改正がございまして、それが第9段階から第13段階に政令のほうで改正されて、その政令に従って今回このような設定をしたということでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） 分かりました。政令の中で示されているので、国からのやつなので、それを使いましたと。分かりました。

ただ、当然この13段階の金額が前のページの部分の保険料になります。何だ、収納必要額のほうに入ってくると同じ額で計算してよろしいんですよ。そう思ってね。ここですとIですね、Iの欄にこの13段階の保険料徴収が、このぐらい見込まれていますよということですよ。いいですね。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○長寿支援課主幹兼係長（高橋一夫君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 赤坂です。

この計画そのものは大変立派にまとめられているなと思って見ていました。ただ、このこと

によって、言ってみれば基本理念である高齢者福祉が充実して、そして住民から歓迎されることになるのかなど。その辺がちょっと疑問を感じたので、何かこれ財政を融資して、この計画何かつくられたような臭いもするので、その辺をやっぱり本来は、やっぱり住民のためにどうすればいいかということを考えるということになると、若干、私疑問を感じるので、その辺をちょっと町長なりの考えを聞かせてもらいたいなど。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） これは3年後に見直しをかけます。今までのやっぱり少子化・高齢化が急速に進んでいる、このような状況の中でお年寄りの方々、いつまでも健康で暮らせる形をみんなできやっぱり考えなきゃいけないと思うんです。

そのときに町がやるだけではなく、地域の皆さんにも協力をもらいながらしなきゃいけないと。当然、介護保険料、今の充実した徹底したサービスすればはね上がります。それが住民の負担が応えられるかということもございますので、それらを併せながら介護保険料も適度ないサービスを持ちながら、地域みんなで、町全体で支える、そういうふうな考えの下に、この介護保険制度が成り立っておりますので、そういう面でこの第9期の介護保険事業計画も高齢者の福祉計画も、そのような形で町として方向性をしっかりと定めて進めていかなければいけないということでございますので、非常にサービスに重要視すれば、当然介護保険料も上がります。そのような形じゃなく、継続的にしっかりと住民の皆さんに安心して生活できる体制を取るというのが一番でございますので、ですから、介護料金の問題だけじゃなく、やっぱり町全体で福祉としてこのような形で計画に沿って進めていきたい、そういうようなことでございますので、議員の皆様にもぜひ御理解をいただいて、今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 町長の考えも理解できないわけじゃないんですが、我々が直接今度はこの段階に入るので、本当に自分のこととして考えなきゃない。そういうことを考えると、やっぱりこれだけ世の中が冷えてきている中で、経済が。やっぱりこれらの負担も町として考えなきゃないのは分かるんだけど、何か方法ないのかなというふうに、計画は計画で立派ですよ、確かに。ただ、やっぱりこのことが最後は住民の皆さんの負担をお願いしますという一方的な考えでなくて、何か出せないのかなと思っているんですが。何かないですか、その辺。

○議長（鈴木宏通君） 町長。

○町長（相澤清一君） 当然、独り暮らし、高齢者が多くなります、当然。そのようなときに、

やはりこれからは、私は自分なりの個人的な考えでございますけれども、地域でいかにサポートをして協力していただけるか、そのことが一番大事だと思います。

町でこれから全てを、高齢者、独り暮らしの方を手厚くしっかりとサポートするというのはなかなか難しい現状にあります。ですから、これからは地域づくりなり、高齢者の皆さんが寄り添って、お互いにお互いでカバーをしあう、そのような社会が求められるものだと思っております。

我々もですから積極的にそこに参画をしながら、特に議員の皆様は、地元の代表でございますので、率先してそのような仕組みづくりをみんなで考えていかないと、当然成り立っていかないとしますので、そういう面では皆さんに期待するところもございますので、私も含めてみんなでこれからの超高齢化福祉社会をつくっていくということを考えていかなければいけないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。

では、以上ということよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、2番の美里町の高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画については以上いたします。職員の皆さん、御苦労さまでした。

もう1つやって休憩しますので、すみません。

それでは、よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、3）美里町新中学校整備についてに入ります。

それでは、総務課長、説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 3点目でございます。美里町新中学校整備について、説明員を紹介させていただきます。

教育委員会、大友義孝教育長でございます。

○教育委員会教育長（大友義孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 教育委員会事務局長兼ねて学校教育環境整備室長、佐藤功太郎でございます。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 教育委員会学校教育環境整備室主事の伊藤大樹でございます。

○教育委員会学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 伊藤です。よろしく申し上げます。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） では、早速説明のほどお願いいたします。事務局長、お願いいたします。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 皆様大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、お配りしている資料、まずは、美里町新中学校整備についてというもの、もう1つ、美里町新中学校の支援と学校を活用した生涯学習についてと、この2つを使って説明をさせていただきたいと思います。

まず、美里町新中学校整備についてという資料をもとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、美里町新中学校整備等事業、今PFIで実施しておりますが、その内容について御説明をさせていただきたいと思います。

初めに、設計業務の内容でございます。

設計業務につきましては、基本設計、（「着座にて」の声あり）すみません、座らせていただきます。

基本設計、実施設計が完了しております。工事のほうを実施しているという状況でございます。

今後、令和7年度に予定されている小牛田中学校と不動堂中学校の解体工事に必要となる解体設計を行う予定としているところでございます。

続きまして、建設工事業務でございます。

建設工事業務につきましては、予定どおり順調に進んでいるところでございます。校舎棟・屋内運動場、武道場を含むものでございますけれども、これの基礎工事と校舎棟の1階の床を作る作業が完了しているところでございます。

現在、校舎棟1階部分の骨組みの工事を進めておりまして、令和6年3月初旬までには完了する予定でございます。それで、令和6年6月初旬までには作業を進めまして、4階までの骨組みの工事が完了するという予定になってございます。

屋内運動場につきましては、鉄骨の組立て作業を今行っているということで、現場のほう形大分見えてきているところではあるのですが、今後、床の工事、あとは令和6年3月中旬からは屋根の工事、4月中旬からは外壁の工事を進めていくという予定にしているところでございます。

この写真につきましては、1月に撮影した状況のものでございます。これより現在、もう少

し進んでいるというところでございます。

めくっていただいて裏面でございますけれども、工事状況ということで校舎1階の骨組みの工事がこのような形で進められているというところと、屋内運動場の鉄骨の組立てがこのように進んでいるというようなところでございます。

続きまして、維持管理業務でございます。

建設工事業務が完了して、町が引渡しを受ける令和7年3月から維持管理業務が開始される予定というところでございます。

続きまして、提案業務でございます。

提案業務につきましては、町が行っている跡地等利活用の取組の支援を行っているというところでございます。今後、年度内に開催予定の町職員対象の研修の支援を行う予定にしているところでございます。

続きまして、解体・撤去業務でございます。

現在、小牛田中学校と不動堂中学校の詳細なアスベスト調査が行われているところでございます。令和6年3月末にその作業が完了して報告をいただく予定となっております。解体・撤去業務につきましては、令和7年度に実施する予定というところでございます。

続きまして、大きな2番目でございます。

美里町新中学校開校準備委員会についてでございます。

まず、代表者会の状況でございます。

令和5年9月29日から令和5年11月30日までの期間で行った美里町立美里中学校校章デザインの公募で、234件の応募がありました。今後、代表者会の委員で校章デザインの候補の作品を絞り込んだ後に、候補作品の中から美里中学校の校章を選定する予定としております。公募結果ということで、応募用紙での応募、これが192件、ウェブでの応募ということで42件、合計234件となっているところでございます。

続きまして、3ページでございます。

総務検討部会でございます。

美里中学校において着用する体育着・運動靴・通学かばんについて、事業者から提案を受けているところでございます。今後、体育着・運動靴・通学かばんの候補を児童、保護者、中学校教員がそれを確認して、アンケート調査を実施した上で、その結果を参考に美里中学校で使用する体育着・運動靴・通学かばんを選定する予定としております。

続きまして、PTA・通学検討部会でございます。

今後、通学路の確認やPTAの設置、これらについて協議を進めていく予定というところがございます。

4つ目、学校運営・教育課程検討部会でございます。

新中学校の教育目標、教育課程、あとはいじめ・不登校対策などについて、各中学校の教員で作成した素案を基にこの検討部会で協議を進めていくという予定にしているところがございます。

続きまして、新中学校開校に向けた準備でございます。

新中学校開校に向けて必要となるものにつきまして、準備が整ったものは令和6年度の当初予算で、現在調整しているものにつきましては準備が整い次第、令和6年度の補正予算で提案させていただくというふうに考えているところがございます。

まず1つ目です。令和6年度当初予算で提案する予定のものということで、5つ書いてございます。

1つ目が、美里町新中学校開校準備委員会関係ということで、校章デザイン謝礼、あとは校歌作成謝礼、委員への謝礼というものを予定してございます。

2つ目でございます。既存中学校の閉校、新中学校の開校に係るものがございます。閉校式に必要な消耗品、印刷製本費、郵便料、あとは各中学校に掲示する予定であります横断幕、これらのものがございます。

3つ目が、給食に係るものがございます。給食食器等消耗品と、あとは厨房の備品というものがございます。

4つ目が、新中学校に必要な消耗品・備品等関係ということでございまして、事務用品、スリッパ、インターネット等の回線、グラウンド備品、校旗等というところがございます。

5つ目が、スクールバス関係というところございまして、運転手の事前研修に関するもの、あとはバスの購入、バスの保険料になります。

2つ目が、令和6年度の補正予算で提案する予定としているものがございます。

まず1つ目が、教材関係ということで、教材の消耗品に当たるもの、あと備品に当たるものというものがございます。

2つ目が、引っ越し関係でございます。既存の中学校から新中学校へ運ぶ備品等の運搬業務に対するものがございます。

3つ目が、閉校記念事業関係ということで、各中学校で閉校式後に実行委員会等が行う予定の閉校記念事業に対する補助金と、記念品等を準備するというところもございますので、これ

らのものがございます。

これらを現在予定しているというところがございます。

続きまして、大きな4つ目でございます。

新中学校の学校教育の充実と住民の生涯学習の充実というところがございます。

新中学校の学校教育の充実と住民の生涯学習の充実につきましては、令和5年11月に開催された教育委員会定例会で協議を行い、令和6年1月に開催した総合教育会議でそれを協議・調整しております。それが別紙の資料ということで、令和5年11月24日に教育委員会で協議したものの、これを1月の総合教育会議で協議・調整したというようなところがございます。

それで、この内容につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、事前にお配りしておりますので、内容につきましてはお目通しいただいたものというふうに思っております。

それで、一番最後の図を使って御説明をさせていただきたいと思います。横判の一番最後のものがございます。

美里中学校の学校教育の充実と住民の生涯学習の充実ということで、これは総合教育会議のときに使った資料というところがございます。

まず、左側です。学校教育の充実ということで、学校運営体制の充実という部分でございます。

学校がございまして、我が町ではまだコミュニティ・スクール、学校運営協議会というものは設置していないというところがございますが、地域に開かれた学校、あとは地域の意見を学校運営に取り入れていくというような観点から、地域と学校が共に歩むという視点から、コミュニティ・スクールを設置してまいりたいと。そして、学校と一緒に美里町の中学校を継続的に地域の意見を反映させながら運営していくような部分で進めていくということがよいのではないかというふうに考えておりました、これを考えているということでございまして、下に米印で書いてございますが、コミュニティ・スクールにつきましては、我が町では教育委員会の権限というようなところがございます。それで今、この学校運営を充実させて、これを支援する体制ということでございまして、支援体制の整備というところで地域学校協働活動というのが今進められているというところがございます。これは学校の求めに応じて必要な支援を、多様な主体に入っただいて支援を行っていくというような枠組みになりまして、基本的には協働本部というものを設置いたしまして、そこでいろんな調整をしていくというようなところになるというところがございます。

これにつきましては、我が町では、社会教育の観点ということもございまして、それで生涯学習というか、そういう部分もございまして、町長の権限というようなことになっておりまして、まちづくり推進課の管轄の部分というようなところでございます。

続きまして、右側でございます。生涯学習の充実ということで、にぎわい創出と生涯学習環境の整備というふうに書いてございます。

まず1つです。地域活性化ということで、これは今、新中学校整備等事業を行っている事業者から、自主事業として提案されている業務がございまして、それにつきましては、ちょっと前に戻っていただく形なのですが、4ページでございます。

4ページの4で、新中学校で行う具体的な取組というふうに書いてございまして、これはPFI事業者が15年間、この取組を進めていくというようなことで、ここにある4つのことが提案されているというところでございます。

まず1つは、まちライブラリーというものでございまして、現在、中学校入りまして、正面にそういうまちライブラリーというコミュニティースペースを設ける予定としておりまして、そこに今各学校から持ち寄った歴史的な資料とか、町の歴史とか、あとその他書籍とか、そういうものを置いて、住民が立ち寄れるような、そういう町の歴史、学校の歴史を知れるようなスペースを設けて、そこを運営していくというようなところがまず一つでございます。

2つ目がみさと大学ということで、これは市民大学というんですかね、一般の方が生涯学習の場として使うような「みさと大学」というものを設立して運営をしていくと。講師につきましては、いろんな多様な住民の方いらっしゃいますので、住民の方に講師を行っていただくとか、そういうところをしていながらみんなで地域を学んだり、いろんな分野のことを学んだりしていくような取組をしていきたいというようなところでございます。

続きまして、マルシェと書いておりますけれども、みさと広場ということで、新中学校の入ってすぐのところに広場を設ける予定にしておりますので、そういうところでマルシェを開催してにぎわいを出していきたいというようなところで、提案がされているというところでございます。

これはここに2つ目に書いてございましてけれども、小中学生も含め起業を考える人のためにトライアルで店舗を出せるマルシェを開催したいというところで提案があるというところでございます。

続きまして、4つ目が美里町の近隣スポーツ施設と連携して、子供から高齢者、障害者がスポーツに親しめる多様な環境の整備を支援してまいりたいというようなことで、この4つを自

主事業として取り組むということにさせていただきます。

それで、具体的な内容につきましては、まだ町としっかり調整しているわけではないので、今後、その内容につきましては、しっかりと調整をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、一番最後のページに戻っていただきまして、下の囲いです。右下の囲いで生涯学習ということで、新中学校につきましては、これまで学校開放ということで体育館の開放、グラウンドの開放を行ってきているところでございます。新中学校につきましては、それに加えて、多目的ホールというものを設置する予定にしておりますので、多目的ホールも活用していただけるようなところで考えているというところでございます。

あとは、特別教室棟でございます。図書室を中心に、その周りに特別教室を配置しているというところで、特別教室棟の部分もでございますので、この部分も使っていただくような方向で今検討を進めているところでございます。

セキュリティーの関係等々でございますので、学校運営・学校管理とそういう住民に使っていただく部分の管理、こういうものをしっかりと整理した形で学校運営に支障がないような形で進める必要がございますので、そういうような調整をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

新中学校では、この生涯学習を住民の方に可能な限りやっていただいて、これはスポーツに限らず文化活動も含めて、そうすることによって子供たちもそういう大人が活動する姿を見るということは、非常によろしいことなのではないかなと。また、そういう大人がやっているスポーツ文化活動に子供たちも一緒になって参加していくというようなことで、部活動等々と生涯学習を分けなくて、ある程度融合するというか、切れ目のないような活動として子供たちにそういうものを見せていくということが、子供たちが将来、自分たちも学校を活用して活動してみたいとか、自分が大きくなっても学習をしていきたいというようなところにつながっていくということになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それで、学校を支援する体制ということで、共同本部の部分と、学校を使って活動をする住民が、使うだけでなく学校の支援も行っていただけるような協働活動とこちらの生涯学習がある程度融合するというか、一緒になることによって学校の支援もより強力なものになっていくということになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

この取組につきましては、一足飛びに最初から成功するものというものではなくて、少しずつ積み上げながら協力の輪を広げながら、連携の輪を広げながら進めていくというふうに考え

ておりまして、一つ一つしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思っているところでございます。

あと、ここの欄外の下の部分です。5つほど書いてございますけれども、令和6年度につきましては、取組ですね、町長部局と教育委員会部局の双方に席を有する社会教育主事を教育委員会に配属して、令和7年度からの実施に向けて、今後検討作業を進めていくということが一つです。

続きまして、2つ目でございますが、地域学校協働活動と生涯学習につきましては、社会教育主事がまちづくり推進課、地域おこし協力隊の協力を得て検討を進めていくということで考えているところでございます。

3つ目が、宮城美里PFIパートナーズが行う自主事業につきましては、住民等の協力がこれは必要不可欠でございますので、社会教育主事が中心となり、その自主事業に協力して、生涯学習と連携させた検討を進めていくというふうに考えているところでございます。

4つ目が、取組の統括管理につきましては、教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長、この立場というのが、教育委員会の部分と、あと町長部局の部分でございますので、両方の部分があるということもございますので、教育委員会部局と町長部局の意向を確認しながら、必要な協議を行いながら進めていくというふうに考えているところでございます。

最後でございますが、令和7年度からは新中学校に「地域連携室」という「室」を設置することとしております。その室に、社会教育主事、コーディネーター、これは学校協働活動の本部の部分と、生涯学習の部分兼ねたコーディネーターを配属して、取組を一步一步進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、私からの説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきましたけれども、皆さんのほうから質問等ございましたらば。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 大分詳しく説明されました。

中学校整備についての資料の2ページです。2ページの（5）解体・撤去業務についてちょっとお尋ねします。

解体・撤去業務は令和7年度に実施する予定ですとありますが、この内容はまだ具体的には計画といたしますか、あるのか、あるいはただ解体して終わってしまうのかが一つと、それと今、各不動堂、小牛田中学校には、四、五年前ですかね、冷房装置設置されてあります。その冷房

の装置はどのように、そのまま全部解体でなくしてしまうものなのか、その辺の計画はどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、現在アスベスト調査について行っておりまして、アスベスト調査につきましては大分厳しくなっておりまして、各部屋ごと、各そういう部材ごとに、まずは目視で全部点検をしまして、その中でアスベストが含まれていると思われるようなところにつきましては、それを試料取って、そしてそれを詳細に点検しているということでございまして、現地調査につきましては今月で大体終わりました、その報告書をまとめて、それがどういう状況なのか、どういう対策が必要なのか、あとはその費用の関係も当然出てきますので、そういうものについて3月末まで整理をして、そして報告をいただくということにしておりますので、まだ内容については報告されていないということでございまして、それを受けて、その内容をまた御説明させていただくようなことにはのではないかなというふうに思っておりまして、今のところ、まだその内容につきましては御説明できる状態ではないというようなところでございます。

あと、エアコンの関係ですかね、各中学校にあるエアコンにつきましては、各小学校の教室でまだ設置していない部分等々ございますので、基本的にはそういうところに設置すると。暑くて例えば音楽室、図書室、設置していない部分もございまして、そういうところへの転用を考えているというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 今、私が一番気になっているのがエアコンなんですね。相当大きなエアコンなので、あれは再利用、間違いなくできますので、それを今の説明では、各小学校にまだ設置されてないところには設置する予定だと。それでも私はまだ余ると思うんです。いっぱいあると思うので。それ以外はまだ考えている計画というのは、まだ検討はされていない。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 大分、何ていうんですかね、普通教室には設置しておるんですが、特別教室等々に設置していない部分がございますので、ほぼほぼ各小学校のそういう部分に設置したいというふうに考えておりまして、あと、その他公共施設で例えば設置が必要と見込まれるものがあれば、そういうものに対して、もし余裕があればそういうものに設置していくということも考える必要があるのかなというふうには思っ

てございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 分かりました。私はそれを望んでいまして、ぜひ無駄にしないというか、せつかくあるものを各施設、公共施設も必要な部分ありますので、それはぜひ計画に入れていただきたい、そんな感じがします。

私からは以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） 何点かお聞きします。

まず、2ページの（4）の提案業務についてですけれども、町職員対象の研修の支援という文言がありますけれども、この中身といいますか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 現在、これまでも開催をしてくれているのですが、管轄が企画財政課のほうで進めているものでございまして、中学校跡地を含めた未利用地というんですか、町有地についての研修ということで、まずは中学校の跡地について職員で考えましょうということで、職員からの提案をいただいているということでございまして、その職員の提案につきましては、前、研修会を開催しまして、その内容を確認して、そしてそれに対する意見等々を集約しているところでございまして、今後、事業者から全国のいろんな事例を踏まえて、事業者としての活用の提案、これをいただいて、職員からの提案いただいたものと合わせて、町としてというか、役場としての利活用の考えをまとめていくということで、それを今年度末に予定しているというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） そうしますと、これから行うということですか。まだ、その研修は行っていないと、これから行う予定ということですか。それとも、行って、具体的なそういう職員の考えなりが出ているということなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、職員からの提案というのはもういただいております、その内容も昨年やった研修会の中で確認はしているというようなところでございまして、それを踏まえて、さらに事業者から事業者独自の提案をいただいて、それを研修会の中で共有して、そして全体的に職員からの提案、事業者からの提案、こういうものを踏まえて、利活用に対する町としての方向性をまとめていきたいと。それはこれ

からやっていくというような状況でございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 支援を行っていますという言い方しているんですけども、これ提案業務は業者ですよね、基本的には、ではないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） これは、跡地の利活用につきましては、町が主体的に考えていくというものに対して、それを事業者として支援していくという業務内容になっておりまして、基本的には年間50万円弱の費用ということでやっていただいているということで、基本的にはそういう支援を4回、来て打合せをしてその内容を検討するとか、研修会を開くとか、そういうことをやっていただくということで、基本的には主体は町で、それに対する支援をもらうというような立てつけになっているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○9番（鈴木恵悦君） 最終的には町が結論、こういうふうに利活用するということだと思うんですけども、基本プロセスにはその業者が提案するということですね。その前に、町の職員の意見なりを聞くということに理解していいですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 提案につきましては、職員からもいただく、そして事業者からもそれを踏まえた提案をいただくと。それで、それを踏まえた形で町として決めていくというような形で考えているというところだと思います。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今、教育委員会事務局長からもお話ししましたように、今、職員間でいろいろと検討しながら町長へ提案という形で進めているのが一つでございます。

そのほかに、先日は各中学校区単位で行政区長さんとの懇談会を行ってございます。決して町の職員での提案だけで、そこでものを決めていくということではなくて、いろいろな提案をいただいた中で、最終的には町のほうで町長のほうで決定していくというふうなプロセスで進んでございます。

その検討に当たっての事業者のほうが、提案支援も提案もやぶさかではございませんが、どちらかという、それぞれの提案いただいて、それを具体化する過程の中での様々な支援をいただくという形でございますので御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- 議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。
- 9番（鈴木恵悦君） 別な質問なんですけれども、3ページです。上のほうの（3）なんですけれども、通学検討部会についてなんですけれども、ちょっと答えにくいかもしれませんが、いつもその結論が出て、どの程度進んでいるかお聞きしたいんですが。
- 議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。
- 教育委員会学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） P T A・通学検討部会の中での協議の進行状況と、どこまでどれを決めていくかというところにつきましては、まず通学路の部分に関しては、まだ協議中でございますが、令和6年度の年内、6年中、年内中にはP T A・通学検討部会の中での内容というところを決めていくということで、P T Aに関しては令和6年の10月までに新中学校のP T Aの会則とか、あとは予算とか、行事予定といった内容の部分を素案のものを決めるというような予定で今協議を進めているところでございます。
- 議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。
- 9番（鈴木恵悦君） 次に、その下のほうの（1）新中学校開校に向けた準備についての（1）の②でちょっと分からないんですけれども、各中学校に掲示する横断幕って、これどういったものなんですか。
- 議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。
- 教育委員会学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 各中学校に掲示する横断幕というところの内容につきましては、こちらは令和6年度で閉校になるということで、ありがとう小牛田中学校とか、不動堂中学校といった横断幕です。教室前のベランダであったりとか、あとは校舎の敷地の柵とか、ちょっと目の見える位置に1年間、約1年間、年度初めから閉校までの期間掲げて、閉校に関しての意識というか、閉校するんだということを見せるような形のものを考えているところでございます。
- 議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。
- 9番（鈴木恵悦君） すみません、私ばかり質問して。
次に、別資料の生涯学習関係についての4ページです。
4番として、具体的な取組ということで（1）から（4）まで記載されていますけれども、これ実際やろうとした場合、やはりこのマンパワーといえますか、かなり必要かなというふう感じたんですけれども、これから調整するとさっき事務局長の話だったんですけれども、これはちょこっと話にも出ましたけれども、教育委員会とまちづくり推進課が中心になっているというふうに理解して、マンパワーともこれからあれしていくということによろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 町長部局、教育委員会部局にまたがる部分でございますので、しっかりとまちづくり推進課、あと教育委員会事務局で連携をして進めていくというふうに考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（鈴木宏通君） 再開いたします。

鈴木恵悦議員。

○9番（鈴木恵悦君） それから、この資料全体見ますと、地域という言葉が随分何十か所と出てきますが、地域という概念とといいますか、ちょっと中学校の周辺というふうに捉えられかねないか。要するに、駅東なり化粧坂、志賀町とかというふうに捉えられないかとちょっと懸念しました。

多分、教育委員会では、全町民の生涯学習的に学校と連携するという考えだと思うんですけども、何かちょっとその地域というのが引っかかったというところがあります。

私の質問は以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 今の回答はいいですか。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、この資料の中にも、あとは事業者からの提案の中から抜粋しているものもあるのですが、5ページとか、やはり今おっしゃられるように、やはり地域という捉えがなかなか誤解を招くということでございますので、住民が支える学校ということでございますので全体として捉えて、そういう使い方を今後しながら住民全員に参画していただけるというか、住民を全て対象としたような形の表現で誤解のないように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 何点かお願いいたします。

初めに、いただいた資料3ページにあります、3、新中学校に向けた整備についての（1）⑤のスクールバス関係についてなんです、前回の全協ちょっと調べてこなかったのですみませんが、バス購入10台、12台だったか、路線の。そこのところのバス購入というところで、一括で何台かを令和6年度購入を考えているというところなのか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤主事。

○教育委員会学校教育環境整備室主事（伊藤大樹君） 新中学校のスクールバスというところでのバス購入になるんですけども、令和6年度に一括で8台というところで今調整をして購入する予定としております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

次に、生涯学習についてのほうの資料なんですけれども、こちらのほう3ページの（2）の①のところに、開かれた地域「みさとひろば」とあります。

次ページのところでも、「みさとひろば」というところが、（3）のマルシェというところに入っているんですけども、先ほどの話だと「まちライブラリー」が玄関先にあって、ライブラリーというのと、みさとひろばというのが違うのか、どういった形になるのか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、校門入って、それでまずみさとひろばという広場が、屋外ですね、屋外にあって、そこでマルシェを開催したいという事業者からの意見があって、あと校舎の中に入っていて、そしてその正面にそういうまちライブラリーという校舎の中に設置するというので、それは屋内のスペースというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

最後なんですけれども、最終のページのところで、最後というか、最終のページのところで図で表記されている中の学校教育の充実と生涯学習の充実の間に線がありますよね。その下の矢印、連携というところがあります。その下に将来融合という文字があるんですけども、こちらのほうはどこを指しているのか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、学校を活用して文化活動、スポーツ活動をやっていただくと。それは、自ら自分たちがやりたい活動をまずするということがベースになると思います。

ただ、それに加えて学校の支援をいただけるかどうかというようなところも聞きながら、あとこういう支援を必要とするんだというところもちょっとお伝えしながら、やっていただける

ことをまずはしっかりと捉えながら。そういうことになってくると、この協働本部との連携が出てくると、学校の支援ですね。学校を使って生涯学習をやっていただくんですが、この支援の部分にも携わっていただけるとよろしいのではないかなあと。活動だけではなくて、例えば環境整備とか、例えばいろんなノウハウを持っているので出前授業をやっていただくとか、そういうものでこの協働活動と連携してやっていければなあというところ。

さらに、将来的には、こういうスポーツ・文化活動をやっていただくにプラスして、やはり協働本部の活動についても担っていただける部分があると思いますので、ここが将来的に一体となるというんですか、学校支援をする組織として一体となると。自らも活動するし、学校も支援していただくというような本部になっていくといいのではないかなというふうに考えているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 今の協働本部というところなんですけれども、そちらのほうはまだちょっとよく分からなくて、一番最後のページだと、社会教育主事・地域コーディネーターという言い方をしている、5ページですね、一番下のところですね。そちらのほうだと地域プロジェクトマネージャーとか、職員がそこをやっていきますというところがあるんですが、先ほど令和7年から地域連携室コーディネーターを置いてという話もあって、その協働本部というところはこういったくりになってくるのか、そしてまた中心的なところは、地域コーディネーターというのは地域プロジェクトマネージャーと同じということなのか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） ちょっと言葉が、違う言葉が出てきてあれなのですが、5ページ目の地域プロジェクトマネージャーというのは、総務省の制度で、その職員の財政措置があるというところがございまして、その制度を使ってこのコーディネーターを準備したいと。期間としては、任期が2年というものなんです。2年間は財政措置があるというところでございます、そういういろんなプロジェクトをする際のマネージャーという意味でございまして、今回は中学校のそういう取組に対して入っていただければと。

そして、地域学校協働活動でいうと、地域コーディネーターというものになりまして、実際はこの地域コーディネーターとか、あと生涯学習であれば活動するコーディネーターというような意味合いで活動していただくというような御理解をいただければよろしいかなというふうに思っております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにございませんか。赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 大分時間が経過していますので、私がマイクを持つと長くなるので、簡単に1点ほどお伺いしますけれども、あとは一般質問のほうで続けていろいろ質問させていただきます。

それで、一応最初の説明されたものの3ページの部分の新中学校開校に向けた準備で、（1）、（2）です。予算があるんですね。それが、（1）は令和6年度当初予算で提案する予定のものと。ですから、もう既に予算でき上がって、まだ手元には届きませんが、それ見てないので、総額その辺でどのぐらいになっているのか。

それから、あと補正予算については、今後ですから、その後の経過の中で提案されていくんだと思うんですが、そういう中でちょっと聞きたいのは、全てこれら全部、例えば備品・厨房備品、それからいろんな必要な物類、備品とか、いろんな学校の机、椅子、ロッカー、その他みんな含めて、これら全部新品と想定しているんですか。その辺ちょっと確認したい。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 想定される予算、新年度の予算が幾ら、「違く、総額と、あと今言ったもう一つは、古い物とか、そういうのを使うのか」「備品類の2番目のやつ」の声あり）2番目のやつ。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） まず、教材とか備品につきましては、まずは使えるものは使うということで、今それも教材なんかは調整しているのですが、各学校で使えるものは使うと。ただ、大分耐用年数が来ているものとか使えないものにつきましては購入するというので、基本は使えるものはなるべく使うと。そして、使えないものを購入するという方向で学校と調整しながら予算を編成しているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 考え方なんですけど、何でも新しく家を建てると、古いのを入れるの何だかこいつ合わないなとなってくるんですよ。

そうすると、ちょっといたいけれども、新しいのにこれもするかって、こうなっちゃうんだよね。ただ、やっぱり今3つの中学校を1つにするので、相当な財産があると思うんですよ。これをやっぱり全て入れ替えるということじゃなくて、有効利用を考えて経費の節減も図るべきだと思うんですよ。その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎君） 全くおっしゃるとおりだと思います。そのとおりで、使えるものは使っていくということで、あとただ、新中学校が開校するというので、大分丁寧に使ってきて、もう使えなくなってくるとか、そういうものもございますので、支障にならないように使えるものは使うと。ただ、支障を来すようなものについては、申し訳ないですけども、新しく準備させていただくというような考え方で進めておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、美里町新中学校の整備については以上といたします。説明員の方、大変御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは、再開いたします。

続きまして、4)の児童館の統合についてに入ります。

では、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、4点目です。児童館の統合について説明員の紹介させていただきます。

子ども家庭課課長の齊藤 眞でございます。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 齊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 主幹の角田克江でございます。

○子ども家庭課主幹（角田克江君） 角田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速説明のほどお願いいたします。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 改めまして、子ども家庭課長の齊藤です。今日はよろしくお願いいたします。（「着座にて説明をお願いいたします」の声あり）

先ほど町長より御説明ございましたが、本日、全員協議会で御説明いたしますのは、児童館の統合についてでございます。

町では、児童に健全な遊びを提供する施設として、小牛田児童館、南郷児童館の2か所を設置し運営を行ってまいりましたが、近年、南郷児童館の利用者が非常に少ない状況となっております。

ります。また、南郷児童館は、平成2年に建築され、33年が経過しており、老朽化が著しくなっております。

これらのことから、児童館機能を小牛田児童館に集約し、新たに小牛田児童館を美里児童館と名称を改めることといたしましたので、その内容を議員皆様に御説明させていただきます。

それでは、資料の内容の説明につきましては、子ども家庭課南郷児童館主幹の角田からさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏通君） 角田主幹。

○子ども家庭課主幹（角田克江君） それでは、私のほうから先にお配りしております児童館の統合についての資料に基づきまして説明のほうをさせていただきます。着座にて説明のほうさせていただきます。

それでは、表紙のほうをめくっていただきまして、資料1になります。

こちらは、現在の町内児童館の現況について記したものになります。

図で表していますとおり、現在、児童館は町内に小牛田児童館と南郷児童館、2か所に設置してあります。

小牛田児童館につきましては、令和3年に牛飼、不動堂、青生の3館を統合しまして、健康福祉センター内に設置いたしまして、南郷地域の南郷児童館の2か所が現在、児童館として設置してあります。

南郷児童館では、南郷放課後児童クラブを実施しておりましたが、施設の老朽化と、それから利用児童数の増加に伴いまして、下校後に児童が安全に過ごす環境としては手狭になってきたことから、南郷小学校の敷地内に専用施設を新築しまして、令和4年4月から運用を開始しております。また、南郷児童館に併設しておりました南郷子育て支援センターにつきましても、未就学児を連れた保護者が利用しやすい環境を整えるために、令和5年7月になんごう幼稚園・保育園内に移転しまして、こちらも事業のほうを実施しております。

これらのことによりまして、令和5年7月以降、南郷児童館は単独の児童館として運営をしております。

では、資料のほうを開いていただきまして、資料2に入ります。

こちらは、令和3年度から令和5年度までの年代別の南郷児童館の自由来館者数の推移となっております。令和5年度につきましては、令和6年1月までの利用実績となっております。自由来館とは、児童館主催の行事等に参加する目的以外で、下校後や学校の休業日などに自由に遊びに来ることを指します。この表から見て取れますように、令和3年度以降、南郷児童館

の自由来館者数は、かなり少ない状況で推移しておりまして、1日平均1人未満ということになっております。

来館者が少ない要因といたしましては、児童数の減少、放課後児童クラブ利用者数の増加、スクールバスによる下校や子供の遊びの変化などが考えられます。また、児童館は放課後児童クラブを実施している場所として地域の人に認識されている部分もありまして、新設した放課後児童クラブ施設が新しい児童館と思われている場合もあります。

未就学児を連れた保護者については、子育て支援センターを利用する場合はほとんどです。それから、中学生、高校生の来館はほとんどありません。

以上の状況から、今後も南郷児童館の自由来館者数の増加は見込まれないものと推察されます。

それでは、続きまして、資料3の説明に入ります。

現在の南郷児童館の利用状況、それから、施設の老朽化も進んでいますことから、南郷児童館を小牛田児童館に統合しまして、名称を美里児童館と改めたいと考えております。統合後の児童館におきましては、職員が1か所に集約されることにより、全町域を対象とした事業の計画・運営が円滑に進められることが望めます。例えば、町内の小学生同士が交流できるような事業の実施などです。また、これまで実施してきました各小学校区での児童館職員による遊びの提供も継続して行いまして、さらには、中学生や高校生も関われるような内容を検討したいと考えております。

未就学児とその保護者対象については、子育て支援センターと連携を図るなどしまして、ゼロ歳から18歳までの年齢層にアプローチができるよう、児童館事業の充実を図り、子育て支援策を講ずるものでございます。

この児童館の統合につきましては、美里町児童厚生施設運営協議会に諮問しまして、適当であると答申を得ております。また、行政区長意見交換会におきましても説明をしまして、了解を得ているものです。

説明は以上となります。皆様の理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明いただきました。皆さんのほうから質疑等ございましたらば。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 1点お伺いします。

資料2のところ、利用推移の状況の中なんですけれども、2つ目ですね、小学生について児童数の減少、放課後児童クラブ利用者の増加は分かるんですが、スクールバス下校による影響

というのはどういったことが考えられていたのかをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） お答えいたします。

スクールバス下校による影響ということですが、一度学校からスクールバスに乗って下校すると、下校しましてから、家についてから児童館に遊びに来る人がいないということでございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。

ほかに。ありませんか。（「はい」の声あり）

では、この児童館の統合については以上ということで、皆さんの御理解いただいて、質疑ある場合にはまたしかるべき場所をお願いいたします。

では、大変御苦労さまでした。職員のほうの説明員の交代をお願いします。

それでは、次に進みます。5) 組織改編についてに入ります。

それでは、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 5点目です。組織改編についてでございます。

説明員につきましては、総務課課長補佐、門間裕匡でございます。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） 門間です。よろしくをお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） では、早速説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、組織改編について御説明させていただきます。

資料につきましては、A4の1枚でございます。

こちらにつきましては、町長の挨拶でも御説明したとおり、令和6年度に税務課、徴収対策課、健康福祉課の組織を見直し改編を行うことで、町の限られた行政資源を最大限活用しながら、効果的に推進する組織体制を構築したいと考えております。

なお、詳細につきましては、総務課門間課長補佐から説明をさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 門間課長補佐、説明をお願いします。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） それでは、組織改編についてということで説明をさせていただきます。

こちらの組織改編につきましては、令和6年度に向けた組織体制というところで説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほう御覧いただきたいと思います。1枚ものとなっております。

こちら資料のほう上段、1点目のほう、令和6年度の組織体制という表を記載させていただいております。

先ほど総務課長のほうからも説明ございましたが、徴収対策課のほうを廃止して税務課に統合すると、健康福祉課のほうについて2つの室を廃止するといったような内容となっております。

詳細について、2番目の分掌事務等というところに合わせて説明をさせていただきます。

こちら時系列で記載をさせていただいております。まず、令和6年4月1日からの改編の内容についてでございます。

1点目、健康福祉課の改編についてでございます。

健康福祉課につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症対策室を設置してございます。こちらの感染症対策室につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、こちらのほうで新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことに伴いまして、室を廃止いたします。当該業務につきましては、他の感染症対策を行っております健康推進係、健康福祉課の健康推進係に集約するといった内容となっております。

健康福祉課の2点目といたしまして、健康推進室に関してでございます。

こちらの健康推進室についてなんですけれども、こちら南郷のほうに生き生きセンターに設置してございます。こちらの現状といたしまして、業務といたしましては、初期の相談受付及び介護保険料に関する補完業務、こちらのほうをメインに行っている状況でございます。

実際の業務の流れについてでございますけれども、窓口で受け付けた相談等を本所でありまして健康福祉課の担当課、または長寿支援課の担当課につなぐような業務を行っております。つないだ後は、それぞれ本課、健康福祉課、長寿支援課の担当者が直接お客様の対応を行うといった体制となっております。

こういった体制の中で、健康推進室を設置しているわけなんですけれども、現状といたしまして、健康福祉課サイドのほうで、こちらのほう慢性的な保健師の不足の状況があるというところでございます。そういった人的不足をカバーするため、保健師さんを健康福祉課に集約して、事務効率を向上させようというところを目的に、今回、健康推進室の廃止という方向性を出させていただいております。

これまでの健康推進室の業務につきましては、南郷庁舎内の町民窓口室、こちらのほうで補完させていただいて、健康福祉課ですとか、長寿支援課の担当者をつなぐ役割を担うような形で継続したいというふうに思っているところでございます。

続きまして、2点目、子ども家庭課でございます。

先ほど児童館の統合のお話をさせていただいたと思いますけれども、それに伴いまして、小牛田児童館、南郷児童館を統合して、健康福祉課さるびあ館内の2階のほうに美里児童館を設置するといった内容でございます。

続いて、令和6年5月7日と記載しております。こちらにつきましては、連休明けに組織を改編したいというところでございます。

内容といたしましては、長寿支援課、こちらのほう現状として、今、健康推進センターの中に長寿支援課と健康福祉課、2課が事務室を専用しているような状況でございますけれども、議員の皆さんも御存じのとおり、職員数に対して事務所がかなり狭いような状況となっております。業務環境もあまり好ましくないということで、長寿支援課のほうを健康福祉センターの2階に移転するといった内容となっております。

こちら連休明けのスケジュールを設定させていただいておりますけれども、課を移すに当たりまして電源工事とか電話工事、そういったものをこれから行う関係、それから、総勢で40名ほどの職員が動くような状況がございますので、ゴールデンウィーク、連休期間中にその移動を済ませて、連休明けから事務所を移転したいといった内容でございます。

最後になります。令和6年10月1日ということで、徴収対策課の廃止という状況でございます。

徴収対策課につきましては、増加する町税とか町債権の滞納を解消することを目的といたしまして、平成21年度に新設されております。課設置時の未収金につきましては、現年度滞納繰越分、合わせて総額で9億円を超える状況となっております。設置以降、滞納処分の強化ですとか徴収職員の育成、徴収環境の整備等を行ってまいりまして、未収金の削減に取り組んできたという状況でございます。

現状として、現在、現年度の未収金につきましては、当初と比べますと大分減額しております。平成24年度以降につきましては、毎年度、繰り越す滞納金額については1億円前後、滞納未収金につきましては、平成22年度設立当初の大体3分の1の金額まで減少しているという状況でございます。

こういった状況から、徴収対策課の目的であった未収金の解消について一定の成果が得られているという判断をさせていただきまして、規模を縮小して業務については継続させるといった内容でございます。

具体的には、徴収対策課のほうを廃止いたしまして、税務課のほうに徴収対策室というもの

を設置させていただきまして、これまで徴収対策課で行ってまいりました業務をそのまま人的な縮小しながら継続をしていくという形の改編になっております。

徴収対策室につきましては、これまでどおり、南郷庁舎に事務所を構えて、本来の税務業務というところと、徴収業務、こちらのほうをきちんと区分しながら継続していきたいといった方向性でございます。

以上、組織改編についての説明とさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明いただきました。皆さんのほうから質疑等ありましたらば。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 何点かお伺いいたします。

2の分掌事務等の（1）の、まずは①②のところですか、健康推進室を廃止するというところでの南郷庁舎に窓口室で補完とありますが、これは人員を担当者等で入れるという形なのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 現在考えておりますが、今後、4月以降の構想としましては、保健師を1名配置する予定でございます。

先ほど総務課からも説明ありましたように、最初の相談の窓口ということになりますので保健師が対応して、あと本課のほうにつなぐという業務と、それから、介護保険の申請手続等がかなり多くの部分を占めてございますので、そちらのほうの手続を町民窓口の職員、事務方の職員でもできるように対応していきたいと、そのように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

次の子ども家庭課と、その下にも関わってくるんですけども、2階に児童館を持っていて、新たに広くするのかなと思ったら、下の長寿支援課を2階に移転というところで、あそこ2階がすごくいろんな何でしょう、児童館と放課後児童クラブ等が入っているかと思うんですが、どういった形になるのかお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 門間課長補佐。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） 健康福祉センターの2階の配置についてでございますけれども、現在、健康福祉センターの2階の北側と言えいいんでしょうか、道路側のほうに児童館が設置してございます。そちらの児童館を反対側、南側の部屋に移設させていただきまして、健康福祉センター2階の南側から中央のホールまでの間につきまして、放課後児童クラブと児

童館を運営すると。

これまで児童館が入ってありました旧会議室、こちらのほうにつきまして、事務室として使用させていただくといった予定でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 長寿支援課等は、ちょっと2階に上がると手続等大変なのかなあという。そこにたどり着くまで結構長い距離かと思ったんですけども、その辺りで例えば1階の事務所で長寿支援課に来たんですっていうところでの福祉課の対応というのも十分行えるということ。

○議長（鈴木宏通君） 門間課長補佐。

相談等の対応につきましては、これまで同様に健康福祉課入ったところの相談コーナーで全て行う予定でございます。なので、来庁されたお客様につきましては、事務室には入れない予定になっておりますので、受付でお話をいただいて、職員がその場まで出向かせていただいて対応させていただくといった状況でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 最後です。

税務課のところなんですけれども、徴収対策室は南郷庁舎そのままというところで、コールセンターを含むあの辺りは全然変わらない形で動くということによろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 門間課長補佐。

○総務課課長補佐（門間裕匡君） 徴収対策室の対応ですけれども、こちら現在のとおりに、徴収対策課のコールセンターそのまま運営するような状況でございます。

といいますのも、コールセンターの運営につきましては、徴税吏員の管理下に置かなければならないというところがございますので、徴収対策室と一体とした設置というところで考えております。

○議長（鈴木宏通君） それでは、皆さんよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、5番目の組織改編についてを以上といたします。大変御苦労さまでした。

では、説明員の交代をお願いいたします。

それでは、進めますがよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、6番目の障害者の相談支援事業等に係る消費税の取扱いについてということで、説明をいただきたいと思っております。総務課長、お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 6点目です。障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて

説明員を紹介させていただきます。

健康福祉課課長の渡辺克也でございます。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 課長補佐の相澤 環でございます。

○健康福祉課課長補佐（相澤 環君） 相澤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明のほどお願いいたします。

○健康福祉課長（渡辺克也君） お疲れさまでございます。

それでは、障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いにつきまして御説明を申し上げます。

本日になってしまいましたけれども、申し訳ございません。お配りいたしました資料の障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて、これを御覧いただきたいと思っております。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法でございますが、これに基づきます障害者相談支援事業等につきましては、本町におきまして2つの社会福祉法人にその業務を委託して今実施をしているところでございます。

このたび、令和5年10月4日付になりますが、こども家庭庁及び厚生労働省からの通知によりまして、これらの事業が消費税の課税対象であることが示されたところでございます。この通知に基づきまして、本町における該当する事業において精査をいたしましたところ、障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営事業の受託者におきまして、税務署への修正申告、追納等の対応が必要であることが判明したところでございます。

このことから、業務を委託しております2つの社会福祉法人に対しまして、委託料に係る消費税及び延滞税相当額を支払う必要が生じたものでございます。

本日、このたびの経過、影響見込額、今後の対応等の詳細につきまして担当の健康福祉課課長補佐の相澤より御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 相澤課長補佐。

○健康福祉課課長補佐（相澤 環君） 健康福祉課の相澤です。

それでは、障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いについて御説明させていただきます。

お手元の資料の2の経過を御覧ください。

平成24年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されたことに伴いまして、消費税法第6条に規定される非課税の範囲も改正されました。平成26年4月、障害のある方や御家族の皆様が安心して地域で生活できるよう、障害に関する相談支援を行う

ところを小牛田地域、南郷地域に設置するため、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター運営事業を美里町が社会福祉法人に業務委託を開始いたしました。

そして、令和5年10月、今回ですが、こども家庭庁支援局障害児支援課、それから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課の事務連絡通知がございまして、障害者相談支援事業等に係る社会福祉法人の取扱い等についてという通知がありました。

次に、3の対象法人数及び影響見込額を御覧ください。

こちらにつきましては、まず、対象法人数は2法人、社会福祉法人みんなの輪及び社会福祉法人矢本愛育会です。

影響見込額につきましては、平成30年度から令和5年度の消費税及び延滞税相当額を合わせました影響見込額が1,073万8,000円です。

内訳といたしましては、社会福祉法人みんなの輪が、委託事業所名が「るーぶ美里」というところです。こちらには、障害者相談支援事業と基幹相談支援センター運営事業を委託しております。平成30年度から令和4年度分、過去5年分に係るものとして、町が本来負担すべき消費税の額は617万6,000円で、これに対する延滞税相当額が14万6,000円です。なお、消費税につきましては、平成30年度から令和元年の9月までは税率が8%、令和元年度の10月から現在までは10%となっております。それから、令和5年度分につきましては、消費税額が134万6,000円、委託料の10%となりまして、「るーぶ美里」に関するものとして、合計は766万8,000円です。

次に、社会福祉法人矢本愛育会は、委託事業所が「指定特定相談・障害児相談事業所ひなぎく」というところです。障害者相談支援事業を委託しております。平成30年度から令和4年度分、過去5年分に係るものとして、本来負担すべき消費税の額は244万8,000円で、これに対する延滞税相当額は6万円。受託法人とただいま精査中ですが、そのようになります。それから、令和5年度分につきましては、消費税額56万2,000円、委託料の10%となりまして、合わせまして、合計は307万円です。

4の原因等にいきます。原因等につきましては、国において、改正法に伴う当該事業に係る消費税の取扱いについての周知や対応が不十分でありました。障害者相談支援事業等2事業の実施に当たっては、受託者と契約書を交わしていましたが、消費税法第6条第1項では、社会福祉法第2条に規定される社会福祉事業については非課税とされていることから、本町も受託者も当該事業は同法第2条第3項第4の2に該当して非課税であると誤認していたため、見積書の徴収や事業費の積算の各時点において、消費税に係る確認を双方で十分に行わずに、非課

税との認識のまま契約を結んでいました。

5、今後の対応につきましては、国からの通知により当該2事業所については、社会福祉事業に該当せず、かつ、消費税関係法令上、ほかに非課税とする旨の規定がないこと、また、自治体が民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることが明示されております。

本町においては、この通知を踏まえまして、受託者が追納する消費税及び延滞税相当額並びに令和5年度事業に係る消費税相当額について、補正予算を編成し、令和5年度議会3月会議に補正予算案を提案の上、議決いただいた後に速やかに受託者に支払うこととしたいものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました。皆さんのほうから質問等ございましたらば。よろしいですか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 今回の原因等なんですけれども、発覚したのはどのタイミングだったのかをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

御説明申し上げましたとおり、令和5年10月4日付になります国のこども家庭庁と厚生労働省の連名の通知によって発覚してございます。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） 1つだけ。

これは確認ミスなんですか、国の通達ミスなんですか。通達の詳細ミスなのか、町の何ていうの、認識不足だったんですか。

とにかくここで、延滞税ね、これ発生しているからどうなんだろうなと思ったんです。だから、こうなると責任は町にあるんだろうなとしか捉えられないので。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

国からの通知に基づいて動き出してはございます。関係上、我々も当然気づかなかったところではございますが、よくよく見ますと、消費税法の書きぶりがちょっとお話し申し上げますと、障害者に関する事業というところが非課税だという欄がございます。そこが、障害福祉サービ

ス事業という書き方をしておりますので、これは捉え方によっては、そうだ非課税だというふうに捉えることも可能です。

この事業を始めるときに、当然町としても近隣市町村にも確認し、あと宮城県のほうにも確認をしてスタートしておりますけれども、そのときがここに含まれるであろうというところの話があってスタートしたと思われますので、結果的には全てが同罪といいますか、片方だけが悪いと、1つだけが悪いというわけではないという認識で今回お支払いするような格好で考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 副議長。

○副議長（村松秀雄君） 事業者さんは関係なく、国と例えば県が挟むなら県でもいいだろうし、国でもいいだろうけれども、どうなんだということなんですよ、指導がね。

受け方がちょっと足らなかったと思うのであれば、これは町の責任もあるので、半々と言われると、じゃあ延滞税半分でいいんでないのっていう話にもなるかもしれないんだよね。

その辺、だからきちっとそういう責任があって町が支払うことになりましたという、きちっとしたところをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 個人的にはいろいろ私も副議長さんと同じような考え方を持ってはおりますが、令和5年10月4日の国からの通知を読みますと、この当該委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があることと明確に規定をされてございます。ですので、消費税と延滞税等も加えた形でお支払いする部分が、国からは自治体のほうに支払うことということで通知が来ておることによって、今回、計上したいというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 1つだけ。

先ほど村松議員おっしゃったように、どちらの責任だということは半々みたいな説明いただきました。だったら、例えば、これ県なりこの担当所管に一定の抗議とか確認とか、そういうことはされなかったのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 先ほど健康福祉課長からも申しあげましたように、県も国も我々のほうで提出した申請書あるいは報告書等を見て、それでも気づかなかったと。そして、最初の段

階での市町村からの確認についても、県のほうでは非課税であろうと。

福祉サービスの中に相談事業は入らないという判断ですから、そののところについて私も個人的にはちょっと迷うだろうなと思っています。ですので、どちらも同罪という表現を使わせていただきますけれども、同罪だと思います。

しかし、最終的に消費税法に対する責任を持っているのは、発注者である市町村でございますので、言うならば、県、国の言っていることをうのみにした市町村が悪いという判断が最終的な判断になると思います。

でございますので、どっちが悪いと言っているよりも、まずは市町村としてはしっかりと責任を果たすべき事業者のほうにお支払いをするという考えでお願いしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 御理解をいただきたいということでございます。

皆様、今回の障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱いにつきましては、以上ということによろしいですか。（「はい」の声あり）

では、以上で町長からの説明及び意見を求める事項につきましては終了させていただきます。執行部の皆さん、大変御苦労さまでございました。

それでは、その他に入りたいと思っております。

伊藤牧世議員、後期高齢のほうの話はなし。

では、私のほうから、3月これから会議がございますが、今まで特別委員会予算決算の委員長につきましては、各常任委員会の委員長が持ち回りで2年間行ってまいりました。ただ、その経緯を踏まえて、皆さんに御提案があります。

それで、今回16名から13名に削減された経緯もございますし、常任委員会の定数も6名ということですので、特別委員会の委員長につきましては、従来どおりに戻したいと考えますがいかがでしょうか。

以前のとおり、副議長専任でお願いしたいなと思っています。

平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 委員会条例改正しなくてもいいの。（「これ何もないんだ」の声あり）分科会なかったんだっけか。（「分科会あったよ」「分科会はね」「あったよ、記録に残っている」の声あり）あれの関係は。（「申し合わせ事項での特別委員長での……」の声あり）特別委員会新たに設置するんだっちゃん。（「ローテーション」「申し合わせ事項としての」の声あり）決算予算特別委員会、特別委員会設置して、そして進めていく。委員長は持ち回りだよ。

あれ申し合わせ事項だっけ。委員会条例入ったんでなかった。（「入ってはいないです」「申し合わせで3年前ですかね、そのときの特別委員会の中での申し合わせ事項でしたので、その今回の部分を以前に戻したいな」と思っております、副議長」の声あり）

私は移すのはいいと思いますよ。その関係はどうなかということ。

○議長（鈴木宏通君） その部分に関しても、この場で皆さんが承諾していただければ、今回、そういうふうに移行をしていくという方向性が決まりますと認識していいんでない。（「了解」の声あり）

いいですか。（「はい」の声あり）

それで、もう1点、副委員長は、今まで総務、産業建設の委員長が行ってきた経緯がありますが、両委員会、総務、産業建設と教育、民生の委員長それぞれが交替制をもって進めるという形で、今回、したいなと思っていました。それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

そのように3月会議では運びますので、そういうことに決しましたので、そのとおりに進めてまいります。ありがとうございます。

ということで、あと私のほうからは以上で。事務局のほうは。

では、以上ということで、これをもちまして全員協議会を終了いたします。副議長、閉会の挨拶を。

○副議長（村松秀雄君） もうお昼になりました。長時間にわたりまして全員協議会、お疲れさまでした。本日の全員協議会、これで終了させていただきます。よろしくどうぞお願いします。

午後0時01分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年2月20日

美里町議会議長